

消費者庁の調査要求

消費者安全法第45条第1項の規定に基づく報告徴収について

消費者安全法の施行上必要があるため、〇〇との取引に関し、貴社に対して同法45条1項の規定に基づき別紙の事項について報告を求めるので、令和2年〇月〇日までに文書により下記提出先に報告されたい。

貴社から本件に係る関係者への連絡等は厳に慎まれたい。

なお、同法第45条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、同法第54条第2項の規定により50万円以下の罰金に処せられることがあるので留意されたい。